

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可し、同条第2項において準用する同法第19条第1項前段の規定に基づき公告したので、同法施行規則第39条第3項の規定により次のとおり掲示する。

令和8年3月13日

横浜市長 山中竹春



公告の内容

横浜市公告第162号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

横浜市長 山中竹春

1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和7年4月25日から令和16年3月31日まで

3 施行地区

中区尾上町2丁目23番の2、23番の4の一部、25番、26番、27番の1及び27番の2並びに真砂町2丁目11番の2、12番の1、12番の2、13番の1、13番の2、14番の1、14番の2、15番、16番の1から16番の3まで、17番の1から17番の3まで、18番の2、22番、22番の1、22番の2、23番、24番の1、24番の2、26番、27番及び3丁目33番の2の一部並びに港町2丁目3番の2、3番の4、6番、7番、8番の1、8番の2、9番及び3丁目10番の2の一部

4 事務所の所在地

中区港町2丁目9番地

5 設立認可の年月日

令和7年4月25日

6 事業計画変更の認可年月日

令和8年3月13日